

第 1 0 章 廃棄物処理

1. ごみ処理の現況

[文・資料：市民環境部清掃センター]

(1) ごみの収集

本市のごみ収集は、平成 11 年 1 月から「燃えるごみ」と「資源」の 2 つの区分での収集を行っている。

燃えるごみの収集

「燃えるごみ」は、市内約 2,100 箇所の集積所で、週 2 回の収集を行っている。

1) 有料指定袋制の導入

平成 11 年 4 月から、ごみ処理手数料を含んだ有料指定袋制度を導入（指定袋の販売は、平成 11 年 3 月から開始）した。

導入当初は大袋と中袋の 2 種類であった。その後、高齢者世帯や単身世帯などは、ごみの排出量が少ない世帯のため、平成 11 年 11 月から小袋の販売を開始した。指定袋は、市が販売を許可した指定小売店（スーパーマーケット・ホームセンター・コンビニエンスストア等）316 店舗（平成 16 年 3 月末現在）で販売している。

[有料指定袋の種類と販売価格]

大袋 45ℓ	1 枚 50 円 / 1 ロール ; 10 枚巻 / 500 円 (消費税込)
中袋 30ℓ	1 枚 35 円 / 1 ロール ; 10 枚巻 / 350 円 (消費税込)
小袋 15ℓ	1 枚 20 円 / 1 ロール ; 10 枚巻 / 200 円 (消費税込)

「資源の日」の分別収集

「資源」の排出方法はステーション方式（市内 394 箇所）で、月 2 回の収集を実施した。平成 12 年度からは容器包装リサイクル法が完全施行されたことに伴い、分別品目に白色トレイ・その他のプラスチック製容器・その他の紙製容器包装の 3 品目を追加した。

また、各集積所には分別指導員を配置し、20 分別の現地指導を実施している。

表 - 1 「資源の日」の収集品目

分別品目	収集容器等	分別品目	収集容器等
缶類	緑色の網かご	小型電気製品類	青色のコンテナ
透明ビン	青色のコンテナ	中型ごみ	集積所の一角
茶色ビン	〃	新聞・チラシ	〃
その他のビン	〃	段ボール	〃
生きビン	〃	雑誌	〃
紙パック	〃	布類	〃
金属製のフタ	黄色のコンテナ	ペットボトル	緑色の網袋
有害危険物	〃	白色トレイ	〃
ガラス・陶磁器類	灰色のコンテナ	その他のプラスチック製容器	〃
なべ・金物類	青色のコンテナ	その他の紙製容器包装	集積所の一角

(2) 搬入ごみ

本市は、家庭から集積所に出される収集ごみ以外に、家庭からの大型ごみを含む直接搬入ごみや、商店等の事業所から直接搬入される事業系一般廃棄物のほか、県企業局や隣接する坂本村から事務委託を受けて処理している一般廃棄物も含まれている。

搬入ごみ処理手数料

手数料は従量制としている他、大型ごみについては、従量制に加え、品目ごとの処理の困難性に応じた特別処理手数料を加算している。

表 - 2 - 1 搬入ごみ処理手数料

搬入ごみ処理手数料金	備 考
重量 10kg 当り 50 円	搬入されたごみに大型ごみがある場合は、表 - 2 - 2 の特別処理手数料が加算される。

ただし、平成 16 年 4 月から重量 10kg 当り 100 円に改定。

表 - 2 - 2 品目ごとの処理手数料

品 目	料 金	
電気冷蔵庫 及び電機冷凍庫	1 個当たり	1,500 円
ユニット型エアコンディショナー		1,500 円
電気洗濯機		1,000 円
テレビジョン受信機 (25 型以上)		1,000 円
テレビジョン受信機 (25 型未満)		500 円
温水機、ボイラー、衣類乾燥機		1,000 円
スプリング入りマットレス		1,000 円

特定家庭用機器再商品化法 (平成 10 年法律第 97 号) 第 19 条に規定する料金が支払われているものに限る。

(3) 処理施設

八代市清掃センター

- ・ 所 在 八代市中北町 3743
- ・ 敷地面積 14,730.44 m²

) ごみ焼却処理施設

- ・ 着 工 昭和 48 年 12 月 15 日
- ・ 竣 工 昭和 50 年 6 月 30 日
- ・ 処理方式 全連続燃焼式機械炉 (ストーカ方式)
- ・ 処理能力 150 t / 24 h (75 t / 24 h × 2 基)
- ・ 建築概要 本館 (工場棟 / 延 1,962.42 m²)、管理事務所、計量室
- ・ 公害防止対策 ダイオキシン類対策 (排ガス、焼却灰) ばいじん・汚水処理装置

) 可燃性粗大ごみ焼却炉

家具・布団・カーペット等の粗大ゴミを焼却するために、可燃性粗大ごみ焼却炉を設置している。

- ・ 設置年月 平成 6 年 1 月 31 日
- ・ 処理能力 33kg ~ 79kg / h
- ・ 火床面積 4.8 m²

- ・公害防止対策 ダイオキシン類対策（排ガス、焼却灰） ばいじん
- ）八代市リサイクルプラザ（不燃物処理・資源化施設）
- ・竣工 昭和 60 年 2 月 28 日
 - ・処理能力 20 t / 5 h
 - ・建物概要 鉄骨スレート葺 2 階建 / 508 m²
- ）容器包装リサイクル関連施設
- ・ペットボトル減容機：処理能力 300kg / h（平成 11 年 4 月設置）
 - ・その他プラスチック用減容機：処理能力 200kg / h（平成 13 年 7 月設置）

八代市水島最終処分場（平成 15 年 1 月 5 日埋立完了）

- ・所在 八代市水島町字江鮎掘 2354-1
- ・埋立面積 21,970 m²
- ・埋立容量 62,579m³
- ・埋立期間 10 年
- ・埋立対象物 焼却灰、不燃性残渣
- ・着工 平成 2 年 9 月 19 日
- ・竣工 平成 3 年 5 月 31 日
- ・処理方式 生物処理（回転円板方式）＋凝集沈殿処理＋急速ろ過処理＋活性炭吸着処理
- ・浸出液処理能力 130m³ / 日

樹木、剪定くず処理施設

- ・所在 八代市南平和町 3 5 5（八代ソイル株式会社内）
- ・使用開始 平成 15 年 7 月 1 日
- ・処理能力 16 m³ / 8h × 2 台
- ・処理方式 自走式チップーシュレッダーによる破碎処理

（４）ごみ等の処理

「燃えるごみ」の処理

中間処理後の焼却灰と不燃性残渣については、八代市水島最終処分場の埋立完了（平成 15 年 1 月 5 日）に伴い、民間の管理型処分場へ処分委託している。

「資源物」の処理

不燃物処理・資源化施設により、搬入された缶類を鉄とアルミに選別し、プレスしている。また、「資源の日」に分別収集されたもののうち、ペットボトル及びその他のプラスチック製容器は専用の減容機でプレス後、指定法人ルートで処分している。白色トレイはビニール袋に詰めた後、同様に処分している。平成 13 年度より有害危険物の廃蛍光管・廃乾電池は、ドラム缶詰し処分委託している。その他のものは、一時、清掃センター内に保管した後リサイクルしている。一方、これ以外のものについては、破碎、焼却など中間処理を経て最終処分場に埋立処分している。

（５）ごみ量の推移

燃えるごみ量の推移

表 - 3 及び図 - 1 に示すように、家庭系ごみの収集・搬入量は、平成 10 年度までは増加傾向にあったが、平成 11 年度に減少し、以降横ばい傾向に転じている。

これは、ごみ減量化対策事業（資源回収活動助成事業及び生ごみ堆肥化容器設置助成事業）の推進・有料指定袋制度の導入によって、家庭から出される燃えるごみが抑制されているものと考えられる。

燃えないごみ量の推移

表 - 3 及び図 - 1 に示すように、家庭系の燃えないごみの量（資源物）は、平成 12 年度をピークに横ばいから減少傾向にある。

これは、清涼飲料水用のガラスビンが、紙パックやペットボトルなどの使い捨て容器に移行したことや、資源回収活動の活発化（2 - (1) - 表 - 1 参照）が影響していると考えられる。

なお、平成 11 年度及び 12 年度の収集量が平成 9 年度までに比べ増加しているのは、「資源の日」で収集する 20 品目（表 - 1 を参照）を全て資源物として扱い、計量しているためである。

資源化量の推移

表 - 4 に示す資源化量は、昭和 59 年度までは、「不燃物」として収集していた中から磁性物のみを資源化していた。

昭和 60 年度から、リサイクルプラザで、磁性物・アルミ・ビン類の資源化を開始したことにより、資源化量が飛躍的に伸びた。

平成 8 年度から、「資源の日 / 8 分別」を開始したことに伴い、紙パックと若干の古紙類の資源化を開始し、その後、11 年 1 月から、「資源の日 / 17 分別」への拡大に伴い、古紙類・古布・ペットボトルの資源化を開始したことで、可燃系の資源化量が増加した。

また、平成 12 年 4 月からは、白色トレイ、その他のプラスチック製容器、その他の紙製容器包装等可燃系資源品目を追加したが、ごみ減量化対策事業の資源回数活動助成事業等の推進により、古紙類特に新聞・雑誌・段ボールの収集量が前年度と比べ減少し、可燃系資源化量が減少した。平成 13 年度は、可燃系資源物は横ばいだが、家電リサイクル法施行等に伴い、磁性物（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン等の搬入）の減少がそのまま資源化量の全体の減少につながっている。平成 14 年度は、可燃系資源物の雑誌・段ボール・布・その他のプラスチック等は増加したが、不燃物系のビン類等の減少で資源化全体量は横ばいの状況である。

表 - 3 ごみ収集及び搬入量の経年変化

単位[t]

項目 年度	燃えるごみ				資源（平成10年度までは不燃物）				総計	
	八代市	坂本村ほか	施設搬入	可燃合計	八代市	坂本村ほか	施設搬入	資源合計	総	計
H 1	21,764	645	7,519	29,928 (100)	4,221	239	1,880	6,341 (100)	36,269	(100)
2	21,685	631	7,677	29,993 (100)	3,798	212	1,919	5,929 (94)	35,922	(99)
3	22,091	749	8,376	31,216 (104)	4,172	236	2,094	6,502 (103)	37,718	(104)
4	22,194	611	8,824	31,629 (106)	3,907	230	2,206	6,343 (100)	37,972	(105)
5	22,901	571	9,418	32,890 (110)	3,972	208	2,354	6,535 (103)	39,425	(109)
6	22,891	601	10,039	33,530 (100)	3,977	214	2,510	6,702 (106)	40,232	(111)
7	23,688	654	10,899	35,241 (105)	3,766	213	2,725	6,704 (106)	41,945	(116)
8	22,832	614	11,325	34,771 (104)	3,499	196	2,831	6,526 (103)	41,297	(114)
9	22,876	407	11,374	34,656 (103)	3,144	134	2,843	6,121 (97)	40,778	(112)
10	23,416	504	12,269	36,189 (108)	3,092	134	3,067	6,293 (99)	42,482	(117)
11	19,382	540	12,839	32,762 (100)	4,422	163	3,200	7,785 (123)	40,546	(112)
12	19,757	661	13,545	33,963 (104)	4,432	164	3,386	7,982 (126)	41,945	(116)
13	20,214	746	12,304	33,264 (102)	4,218	133	3,076	7,427 (117)	40,691	(113)
14	20,224	824	12,481	33,529 (102)	4,055	135	3,120	7,310 (115)	40,839	(113)
15	20,365	822	12,393	33,580 (102)	3,810	141	3,098	7,049 (111)	40,629	(112)

() 内の数値は、それぞれ平成元年度の値を100とした値。

表 4 清掃センターのごみ処理量の経年変化

単位[t]

項目 年度	清掃センターでの 処分量の総計(a)		焼却量		資源化量			埋立処分量		
	日数	総量	1日当り	不燃系	可燃系	合計(b)	資源化率	焼却残灰	非磁性物	埋立合計
H 1	322	34,046	106	2,883		2,883	7.9	6,068	482	(100)
2	332	34,924	105	3,124		3,124	8.7	5,430	866	(96)
3	330	34,252	104	3,064		3,064	8.1	4,945	994	(91)
4	332	34,829	105	3,228		3,228	8.5	4,973	1,009	(91)
5	339	35,883	106	3,187		3,187	8.1	5,592	850	(98)
6	359	38,116	106	3,469		3,469	8.6	6,212	1,261	(114)
7	352	37,371	106	3,145		3,145	7.5	6,027	613	(101)
8	362	38,333	106	3,290	50	3,340	8.0	6,445	1,828	(126)
9	358	37,136	104	3,507	80	3,587	8.6	6,154	537	(102)
10	359	38,957	109	3,561	374	3,935	8.4	6,283	276	(100)
11	358	36,846	103	4,099	1,579	5,677	14.0	5,691	361	(92)
12	360	38,824	108	3,970	1,293	5,263	12.5	5,192	366	(85)
13	357	36,483	102	3,501	1,346	4,847	11.9	4,895	296	(82)
14	321	34,181	107	3,247	1,645	4,893	12.0	4,891	428	(90)
15	327	36,915	113	3,247	1,645	4,576	11.3	5,771	435	(95)

「資源化率(%)」= (b)/(a) × 100。「埋立合計」の()内の数値は、平成元年度を100とした値。

「資源化量」の「不燃物系」は、磁性物・アルミ・ビン類。

平成8年度より「資源の日/8分別」を開始。可燃系では紙パック・古紙類の資源化を開始。

平成11年1月より「資源の日」を17分別に変更。同時に不燃物を廃止。可燃系では古紙類の資源化が本格化し、ペットボトルの資源化を開始。

平成12年4月より「資源の日」を20分別に変更（白色トレイ、その他のプラスチック製容器、その他の紙製容器包装を追加）。

図 - 1 燃えるごみ及び資源物搬入量の経年変化

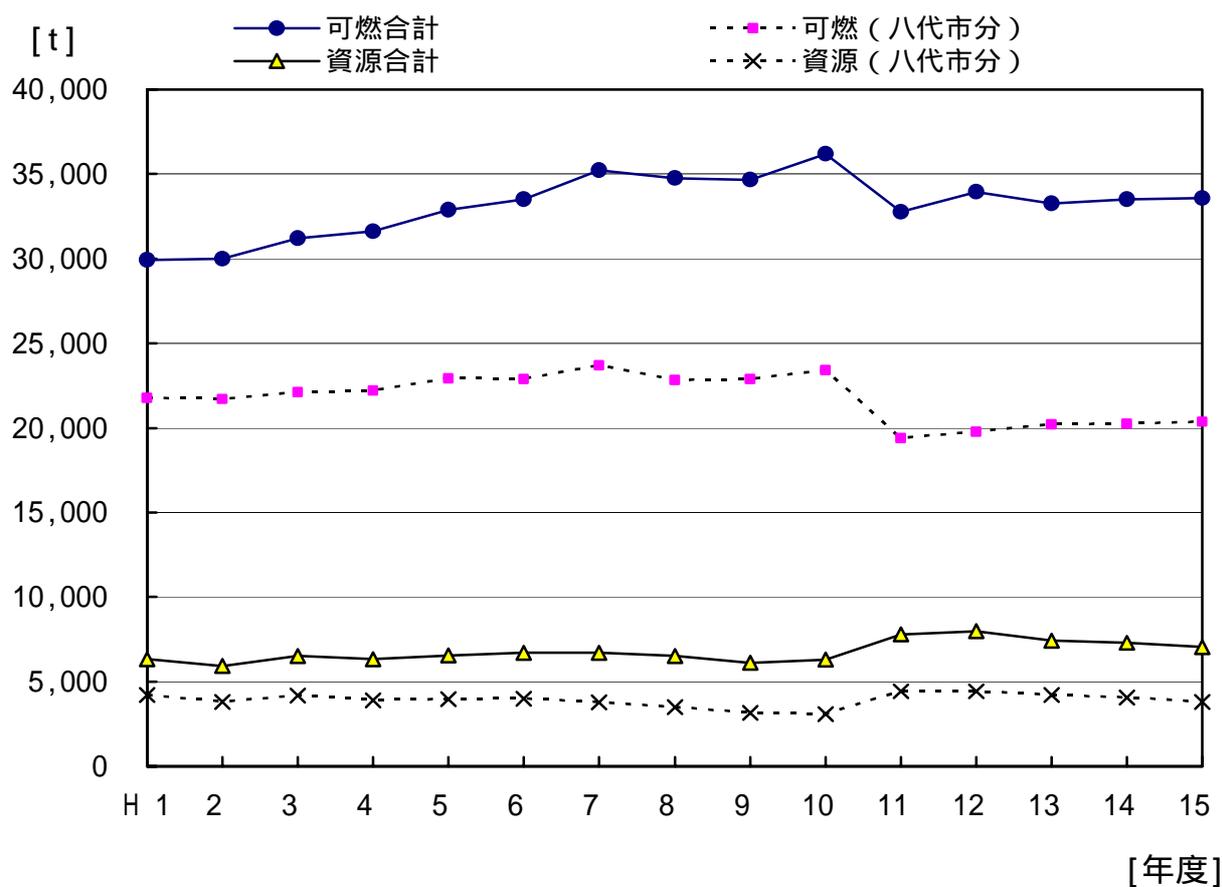


図 - 2 ごみ処理量の経年変化

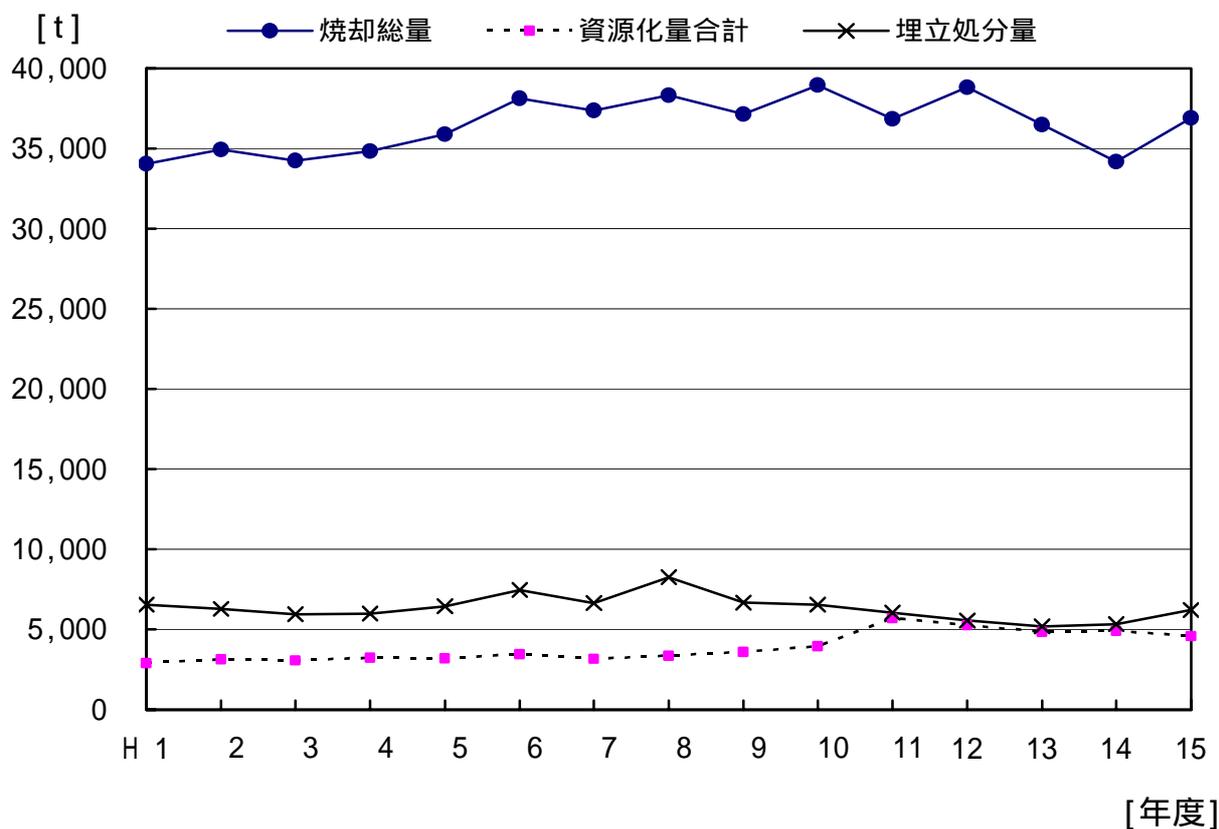


図 - 3 一人1日当りのごみ収集量経年推移

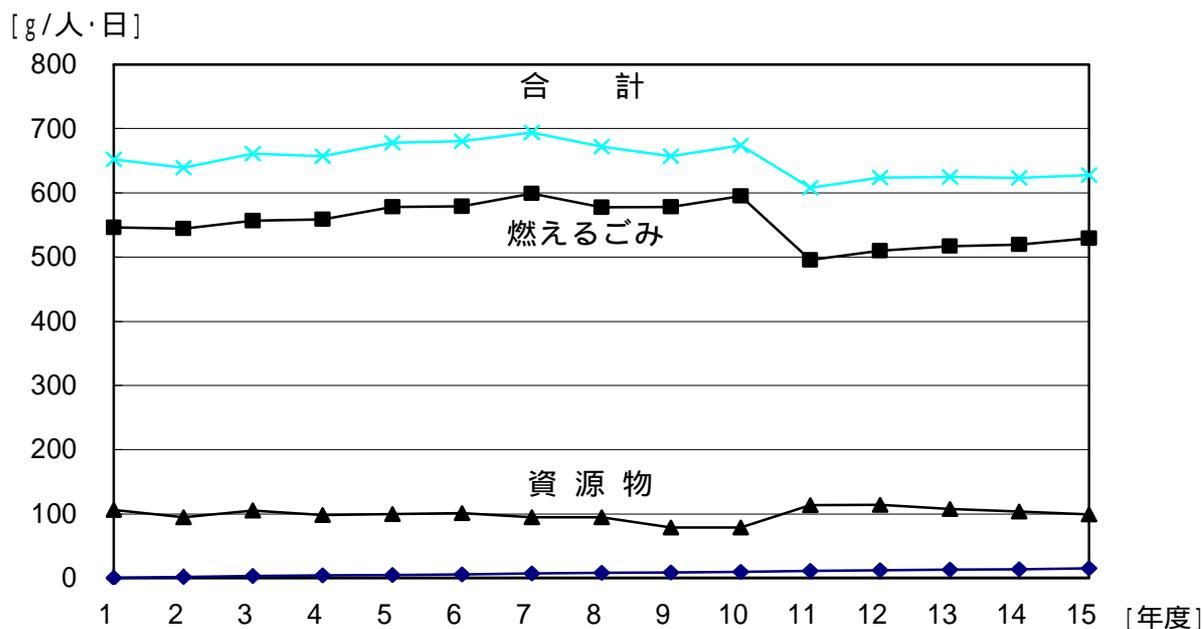


表 - 5 一人1日当りのごみの量

単位[g/人・日]

年度	燃えるごみ		資源物 (平成10年度までは不燃物)		合計	
	値	()	値	()	値	()
H1	546	(100)	106	(100)	652	(100)
2	544	(100)	95	(90)	639	(98)
3	556	(102)	105	(99)	661	(101)
4	559	(102)	98	(92)	657	(101)
5	578	(106)	100	(94)	678	(104)
6	579	(106)	101	(95)	680	(104)
7	599	(110)	95	(90)	694	(106)
8	577	(106)	95	(90)	672	(103)
9	578	(106)	79	(75)	657	(101)
10	595	(109)	79	(75)	674	(103)
11	495	(91)	113	(107)	608	(93)
12	510	(93)	114	(108)	624	(96)
13	517	(95)	108	(102)	625	(96)
14	519	(95)	104	(98)	623	(96)
15	529	(97)	99	(93)	628	(96)

八代市の収集量を基に算出。()内の数値は、平成元年度を100とした値。

八代市の人口:105,527人(平成16年3月末現在)

平成15年度八代市ごみ収集・処理・処分・资源化一覧

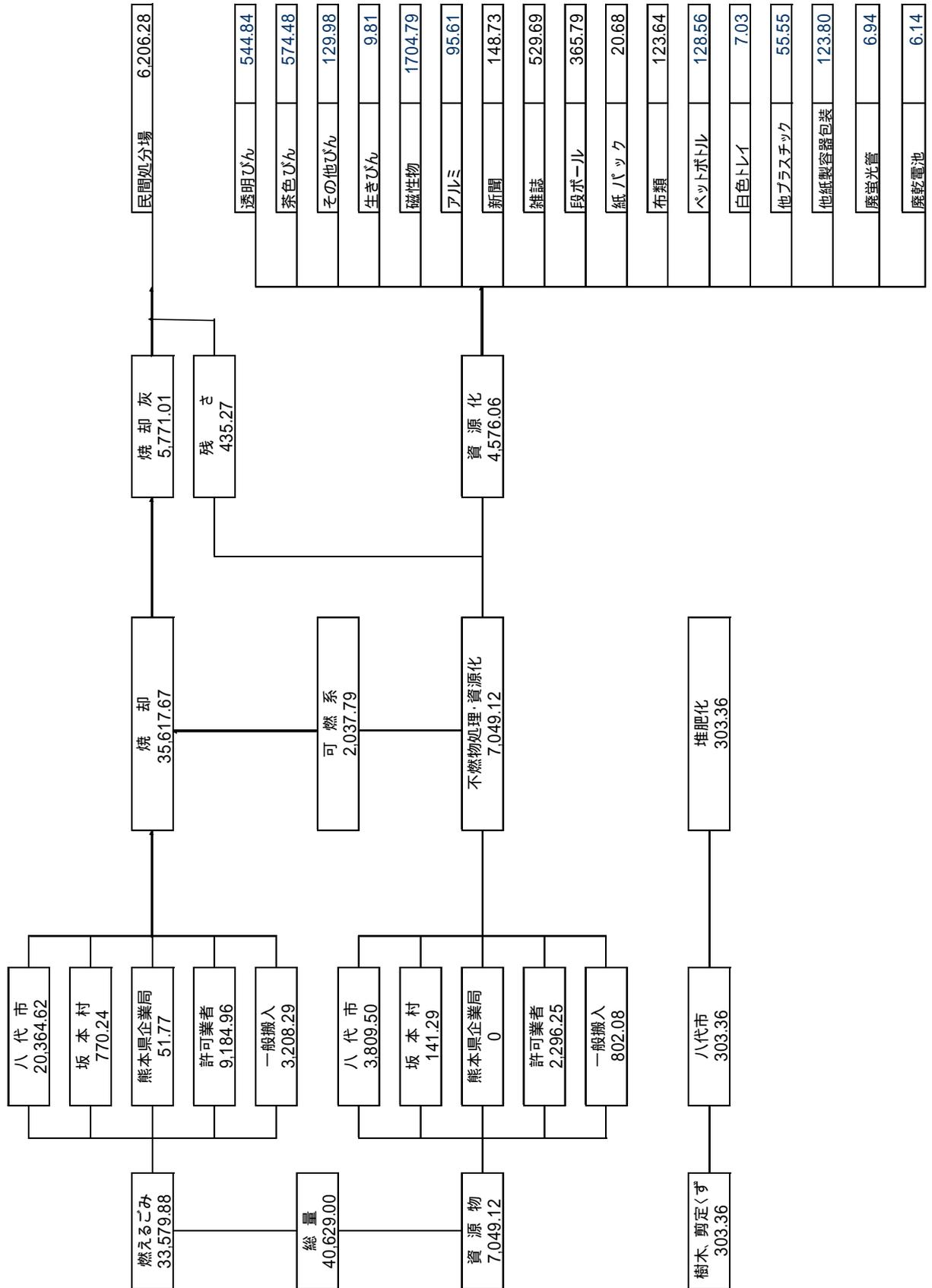
(単位:t)

最終処分 / 资源化

中間処理

収集・運搬

廃棄物



2. ごみ減量化対策事業

[文・資料：市民環境部廃棄物対策課]

本事業は、特に焼却処分をしている「燃えるごみ」の削減を重点課題とし、家庭及び事業所からの排出抑制と分別排出によるリサイクル率の向上を念頭においたごみ減量化対策を推進している。

まず、家庭における排出抑制対策としては、各団体が自主的に実施している資源回収活動を支援する「資源回収活動助成制度」のほか、各家庭で生ごみの資源化・有効利用に取り組む運動の普及を目的とした「生ごみ堆肥化容器等設置助成制度」を展開している。

また、事業系廃棄物の排出削減を目的とした「多量排出事業所」の指定を行っている。

(1) 資源回収活動助成事業

事業概要

平成4年度から、新聞紙・雑誌・段ボールを助成の対象として、資源回収活動を行った団体に対し、回収量に応じた助成（一律3円/kg）を行っており、平成9年4月に助成額を改正した。

助成額

新聞紙 1kgにつき4円、雑誌 1kgにつき5円、段ボール 1kgにつき4円

実績等

平成15年度の総回収量は、平成14年度に対し、約187トン(約10%)増加している。内訳は、新聞紙が約109トン(約8%)増、雑誌が約98トン(約45%)増、段ボールが約20トン(約8%)減となっている

表 1 資源回収活動助成事業実績の推移

年度	活動状況		古紙回収実績 (kg)	指数 H4=100	古紙回収実績の内訳(kg)		
	団体数	活動回数			新聞紙	雑誌	段ボール
6	121	299	766,764	84	578,110	117,456	71,198
7	147	350	1,011,532	111	718,344	193,982	99,206
8	168	427	1,311,093	144	824,394	339,960	146,739
9	208	996	1,643,347	180	972,578	451,383	219,386
10	234	895	1,362,231	150	920,746	247,348	194,137
11	271	790	1,226,292	134	888,447	159,199	178,646
12	285	814	1,324,832	145	974,608	184,699	165,525
13	145	856	1,560,390	170	1,147,020	225,094	188,276
14	137	815	1,865,284	204	1,392,319	217,085	255,880
15	139	982	2,052,460	225	1,501,276	315,065	236,119

平成12年度までの団体数は、登録団体数。13年度以降は実働団体数。

平成4年度の古紙回収実績：913,894 kg

(2) 生ごみ堆肥化容器等設置補助事業

事業概要

平成4年度から、生ごみ堆肥化容器（EM容器及びコンポスト）の助成制度をスタートさせ、平成11年度からは電気式生ごみ処理機の設置（事業所は対象外）に対しても助成制度を適用している。

助成額

- ）生ごみ堆肥化容器...購入価格の（消費税込み）の50%を助成
但し、上限は1基につき3,000円で1世帯に3基までを助成対象
- ）電気式生ごみ処理機...購入価格（消費税込み）の25%を助成
但し、上限は1機につき15,000円で1世帯に1機までを助成対象

実績等

助成制度を開始した当初は、コンポスト容器が主流であったが、平成6年度頃から婦人会活動で「EM容器による生ごみの堆肥化運動」が取り上げられ、EM容器が主流となった。

その後、平成11年度から、EM容器に比べ生ごみの処理が手軽で、臭いの発生も低いなど利便性が高い電気式生ごみ処理機にも制度を適用している。補助基数では、電気式生ごみ処理機が主流となっており、普及率は、横ばい傾向になってきている。

表 2 生ごみ堆肥化容器等設置助成事業実績の推移

年度	申請者数 (人)	設置世帯数 累計	世帯普及率 (%)	設置補助基数				
				計	EM容器	コンポスト	バイオ式	生ごみ処理機
6	879	1,200	3.40	1,154	979	175		0
7	814	1,760	4.90	1,052	1,116	64		0
8	500	2,170	5.93	796	755	41		0
9	308	2,434	6.58	441	385	50		6
10	493	2,878	7.75	802	641	143		18
11	713	3,533	9.43	968	492	161		315
12	259	3,721	9.87	367	176	45		146
13	245	3,891	10.22	279	93	39	8	139
14	169	3,982	10.38	205	100	30	0	75
15	119	4,021	10.43	136	48	20	1	67

平成13年度に初めて登場した、「バイオ式」とは、「EM方式」とは異なった微生物処理を行う堆肥化容器のことをいう。

平成4年度の設置世帯数：390世帯、世帯普及率1.2%

(3) ポカシ製造機貸与事業

事業概要

堆肥化容器による生ごみの自家処理・再生利用の促進に必要な発酵資材である「ポカシ」の製造労力の軽減、品質の向上と低価格での安定供給を図り、生ごみの自家処理時の適正使用を支援するため、生ごみの堆肥化に取り組む団体に対しポカシ製造機の無償貸出を行っている。

製造能力：1 回当たり 60kg/5 日、保有機数：3 機

実績等

2 週間又は 4 週間を貸出し期間とし、18 団体の市民グループに貸し出しを行い、延べ 39 回/331 日の利用があった。

(4) 多量排出事業所の指定

事業概要

平成 12 年 4 月から、次の条件

ア．1 日当りの廃棄物の排出量が 100kg を超える場合

イ．事業用延べ床面積が 1,000 m²を超える場合

のいずれかに該当する 47 の事業所を「多量排出事業所」に指定し、「一般廃棄物減量計画書」の提出を義務付け、この計画書に基づく「事業所ごみの減量化」と「リサイクルの推進」の指導を行っている。

指定を行った 47 事業所の内訳

- ・小 売 業 (16 / 総合 5、主に家庭用品・雑貨 7、主に食品 4)
- ・卸 売 業 (6 / 建設関係 3・食品関係 3) 製 造 業 (5) 結 婚 式 場 (2)
- ・ホ テ ル (6) 病 院 (4) 福 祉 施 設 (4) 行 政 機 関 (3) 特 殊 法 人 (1)

3. し尿処理の現況

[文・資料：市民環境部廃棄物対策課]

本市におけるし尿処理は、衛生処理センターで生し尿を処理し、浄化槽汚泥は海洋投入により処分している。

昭和60年3月末に共用を開始した公共下水道の普及率は、平成16年3月末現在で29.7%である。

(1) し尿処理施設による処理と海洋投入

衛生処理センターは、昭和36年に処理能力36kℓ/日で供用を開始し、昭和44年に施設を増設したことで86kℓ/日の処理能力を有していた。しかし、急激に増加したし尿浄化槽からの汚泥と生し尿の増加に対応しきれなくなり、昭和48年から海洋投入を開始した。

近年の生し尿と浄化槽汚泥の発生量合計については、公共下水道の整備も進んでいるが、年間5万kℓ程度の横這い状態にある。

また、平成14年度までは、増設した50kℓ/日の施設で生し尿のみを処理していたが、生し尿収集量は減少傾向にあり、また、平成15年度から消化促進剤の使用を開始したことで、年間約12,500kℓの生し尿と4,800kℓの浄化槽汚泥の処理が可能となった。その結果、浄化槽汚泥の海洋投入処分量の削減が図れた。

また、平成19年2月1日より海洋投入の全面禁止を受け、現在、汚泥処理施設の建設を進めている。

(2) 浄化槽

現在、本市に設置されている浄化槽の殆どが、みなし浄化槽(単独浄化槽)である。今日の水質汚濁の原因は、主に生活雑排水であるが、みなし浄化槽は、水洗トイレの汚水だけを処理するため、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に流入する。特に、市街地域では生活雑排水による水質汚濁が顕著であることから、公共下水道又は合併処理方式の浄化槽の整備促進が望まれているところである。

一方、公共下水道の認可区域外については、それまでの間も合併処理方式の浄化槽への切替に努めるとともに、浄化槽の維持管理の徹底を図っていく必要がある。

なお、平成元年度から平成15年度までに「八代市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」により、補助した基数は、1,936基(延べ12,611人槽分)である。

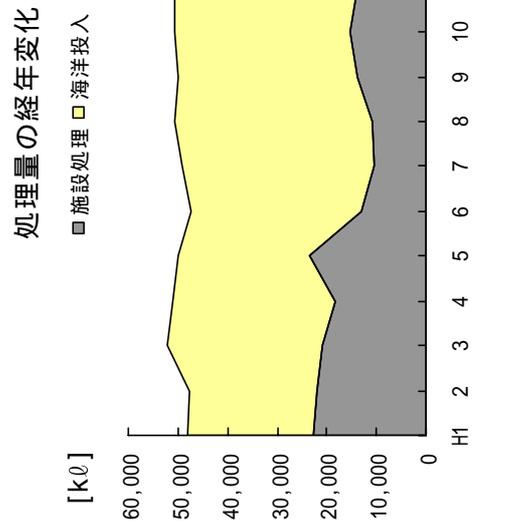
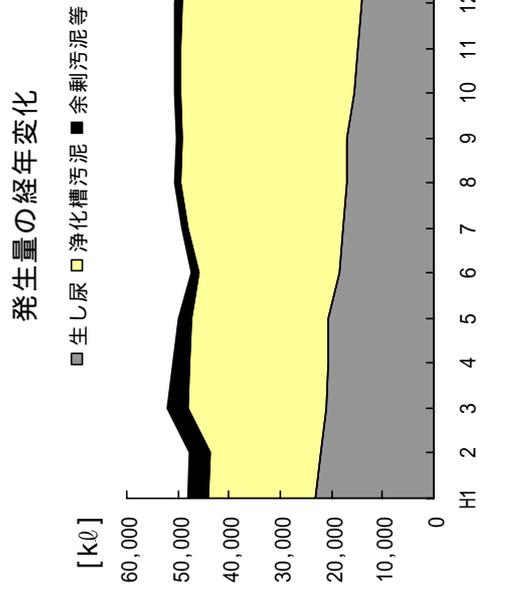
表 - 1 生し尿、浄化槽汚泥等の発生量及び処理量の経年変化

	発生量										処理量		合計		指数
	生し尿	浄化槽汚泥	余剰汚泥等	施設処理		海洋投入		施設処理		海洋投入					
				施設処理	海洋投入	施設処理	海洋投入	施設処理	海洋投入						
H1	22,971	21,200	4,061	22,679	25,533	22,679	25,533	48,232	100						
2	21,924	21,867	3,910	21,924	25,777	21,924	25,777	47,701	99						
3	20,820	27,303	3,946	20,820	31,249	20,820	31,249	52,069	108						
4	20,737	27,090	3,242	18,315	32,754	18,315	32,754	51,069	106						
5	20,727	26,471	2,736	23,522	26,412	23,522	26,412	49,934	104						
6	18,269	27,754	1,426	12,933	34,515	12,933	34,515	47,449	98						
7	17,860	30,355	1,093	10,596	38,712	10,596	38,712	49,308	102						
8	17,096	32,493	1,093	10,831	39,850	10,831	39,850	50,682	105						
9	16,865	32,129	1,098	13,952	36,141	13,952	36,141	50,092	104						
10	15,402	33,990	1,138	15,392	35,138	15,392	35,138	50,530	105						
11	14,791	34,638	1,154	13,743	36,839	13,743	36,839	50,582	105						
12	14,081	35,010	1,335	14,046	36,380	14,046	36,380	50,426	105						
13	13,249	35,287	1,423	13,834	36,125	13,834	36,125	49,959	104						
14	12,610	35,021	733	13,248	35,115	13,248	35,115	48,363	100						
15	12,333	36,569	1,128	17,091	32,939	17,091	32,939	50,030	104						

[備考] 合計は発生量または処理量の合計。

指数は平成元年度の合計量を100とした場合の値。

単位[k0]



4. 八代市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度

近年、公共用水域の汚濁の大きな原因として生活雑排水が問題視されている。市では、その対策として公共下水道の整備を計画的に進めているが、公共下水道が近い将来において整備できない地域に対しては、これに代わる対策が必要となる。

そこで、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、「八代市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に基づき、浄化槽設置者に対し、平成元年度から補助金を交付している。

(1) 補助を受けられる地域

公共下水道事業計画の認可区域及び公共下水道建設予定区域を除いた地域

(2) 補助金の限度額

新築、改造等や汲み取り便所からの改築・改造等

人槽	5	6	7	8~10
補助金の限度額	354,000 円	411,000 円		519,000 円

みなし浄化槽（単独処理浄化槽）からの切替えによる設置については、上記の限度額に 100,000 円を加算した金額

(3) 実績状況

	H1~7年度計	8	9	10	11	12	13	14	15	合計
国	48,740	11,399	22,866	20,710	17,965	43,378	38,545	36,847	26,955	267,405
県	47,400	11,399	22,866	20,710	14,810	31,174	38,545	36,847	25,539	249,290
市	50,080	12,677	25,593	30,355	28,650	81,673	41,445	39,947	30,871	341,291
合計	146,220	35,475	71,325	71,775	61,425	156,225	118,535	113,641	83,365	857,986

補助金額

[単位：千円]

補助設置基数

	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	合計
5人槽	5	4	4	8	14	8	3	3	8	53	40	133	128	124	105	640
6人槽	5	6	8	8	10	13	15	18	36	41	52	25	-	-	-	237
7人槽	4	6	18	16	11	17	15	20	43	38	27	154	161	147	100	777
8人槽	9	5	4	8	9	12	9	15	28	15	11	10	-	-	-	135
10人槽	2	15	13	15	12	13	6	9	17	6	3	11	8	12	5	147
合計	25	36	47	55	56	63	48	65	132	153	133	333	297	283	210	1,936
延人槽	175	288	356	414	399	463	342	473	951	957	819	2,083	1,847	1,769	1,275	12,611